

ロイヤルギフトカード利用約款

第1条 (本約款の趣旨)

本利用約款 (以下「本約款」) は司観光開発株式会社/司ロイヤルホテル (以下「当社」) が発行するカードの利用について規定するもので、お客様は、本約款の内容を全て理解し、承諾した上で、本約款に従ってお取引頂くものとします。

第2条 (本約款において使用する語句の定義)

- お客様:** 当社 (当社が指定する第三者を含みます) からカードの貸与を受け、現実にはカードを所持される方
- 商品等:** 当社が店舗にてお客様から申込を受けて提供する物品又はサービス等、取扱う対象の総称
- 店舗:** 当社が商品等を販売するために開設する店舗 (インターネット上の店舗を含みます) のうち、カードの利用が可能な店舗 (司ロイヤルホテル及び司ボウル玉名)
- カード:** その電子マネーの残高の利用により店舗における商品等の代金を支払うことのできる当社発行の減算型カード
- 電子マネー:** 金銭的価値を有する電子情報であって、店舗における商品等の代金を支払うことのできるもの (その残高は、当社所定のシステムにおいて、預り金のアカウントにて管理されます。電子マネーは販売時に加算され、残高利用等を契機として減算されます。また、資金決済に関する法律第3条第1項の前払式支払手段には、預り金が該当するものとします。)
- 残高利用:** 電子マネーの残高を用いて店舗における商品等の代金の支払を行い、その結果、電子マネーの残高が減算されること
- 預り金:** 電子マネーのうち、お客様によるギフトカード購入額に伴い増加するものであって当社所定のシステム上「預り金」として管理されるもの
- チャージ:** 店舗においてお客様が現金を支払うことにより預り金のアカウントが増加し、電子マネーの残高が加算されること (当社が発行時に予め一定の電子マネーの残高を設定したカードをお客様が購入するときは、当該購入を含みます) その他これに類する事象として当社が判断するもの。尚、購入後の追加チャージは出来ません。

第3条 (カードの所有権及び貸与の禁止)

- カードの所有権は当社に帰属し、お客様に対してカードを貸与します。
- お客様は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理するものとし、また、カードに付いて、転貸与、担保設定等の処分をしてはならないものとします。
- 当社は、お客様による前項の違反から生じるトラブル等に一切関与せず、かつ一切責任を負わないものとします。

第4条 (チャージ)

- お客様は、司ロイヤルホテル内のあらかじめ指定した場所において、現金又は当社が指定する支払方法により、カードを購入 (チャージ) することができるものとします。
- 前項に基づき支払われた現金又は支払方法相当額分の電子マネーのみが、預り金のアカウントに記録され、資金決済に関する法律第3条第1項の前払式支払手段に該当するものとします。
- 販売額は、1,000円以上1,000円単位とします。
- カード1枚への預り金上限額は100,000円とします。
- クレジットカード又はそれに類する支払手段によるチャージは行えないものとします。

第5条 (残高利用の方法)

- 商品等購入のために残高利用する場合は、店舗にてカードを提示するものとします。電子マネーの残高から商品等の購入代金額を差し引くことにより、現金にて支払われた場合と同様の効果が生じるものとします。
- 提示されたカードの電子マネーの残高が商品等の購入代金額に満たない場合は、不足分を現金若しくは当社が指定する支払方法により支払うものとします。但し、インターネット上の店舗では、残高が商品等の購入代金額に満たない場合はご利用できないものとします。
- 一度の支払に使用可能なカードの枚数は1枚まで (インターネット上の店舗では1枚まで) とします。
- お客様は、前各項の処理の後において、利用された電子マネーの金額、及び、当該利用後の電子マネーの残高を表示したレシート又は明細書その他の当社が指定する書面を店舗から受け取るものとし、かつ当該レシート等の記載事項に過誤がないことをその場で直ちに確認しなければならないものとします。当該レシート等の受取時にお客様から特段の申し出がない限り、お客様が当該記載事項に過誤がないことを確認したものとみなします。

第6条 (残高照会の方法)

- お客様は、店舗においてカードを提示することにより、カードの残高照会をすることができます。
- お客様は、当社の指定するウェブサイトにおいて、カードの利用残高及び利用履歴を確認することができます。

第7条 (換金)

- カード自体又はカード残高の換金、返金及び払戻し等は行いません。
- 前項にかかわらず、社会情勢の変化、法令等の制定改廃、その他当社の都合によりカードの取扱いを廃止することを当社が決定した場合、お客様は、法令等の範囲内で、当社に対して預り金の未使用残高の払戻しを求めることができるものとします。
- 前項の場合、お客様は、直ちにカードを当社に返却するものとします。

第8条 (禁止行為)

- お客様は、カードの申込又は利用にあたり、次の行為を行わないものとします。
- 当社に虚偽の情報を申告すること
 - カードの複製、偽造、変造、印刷若しくは改ざんを行うこと、又はカードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらずカードを利用すること
 - カードに記載又は記録されている情報を第三者に開示し、又は公開若しくはインターネット上にアップロードすること
 - 他の会員に成りすますこと
 - 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第9条 (利用停止措置)

- お客様が次のいずれかに該当した場合、当社は、お客様に対して何等催告を要することなく通知のみにより、直ちにカードを利用停止又は失効させることができるものとします。
 - 正当な事由なく本約款を履行する見込みが無いと当社が認めたとき
 - 過去にカードの利用停止措置を受けていること、又はその他不正行為を行っていたことが判明した場合
 - 第9条各号に該当する事由又はそれに準じる事由があった場合
 - 前各号のほか、本約款に違反したと当社が判断したとき
 - その他前各号に準じる事由があった場合
- 本条によるカードの利用停止又は失効によりお客様に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第10条 (盗難・紛失・不正利用)

- お客様は、カードを盗難その他の事由により紛失した場合、第三者による不正使用又はそのおそれがある場合 (カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合

を含みます。) (以下「紛失等」) には、直ちに当社に連絡するものとします。なお、当該連絡の前後を問わず、これらによりお客様に生じた損害についてはお客様自身の負担とします。

- 前項による連絡の前後を問わず、紛失等したカードを第三者に利用された場合、当該利用金額はお客様の負担とします。但し、お客様に故意又は過失が無く、カードの偽造により第三者にカード利用をされた場合はこの限りではありません。
- 当社は、カードの紛失等の発生又はそのおそれがあると判断した場合、お客様への事前の通知又は催告なしに当該カードを利用停止又は失効させることができるものとします。

第11条 (カードの再発行)

次の各号に該当する場合であって、当社が適当と認めたときは、当社は、旧カードと交換で、新カードを発行のうえこれをお客様に貸与します。この場合、旧カードから新カードに電子マネーの残高が移動され、かつ旧カードの有効期限は新カードに引き継がれます。

- お客様の責によらず、カードの偽造等による不正利用又はそのおそれがある場合
- お客様の責によらず、カードの汚損、破損その他の事由によりカードの利用に支障を生じる場合

第12条 (利用期限に関する制限) 【重要事項】

- 電子マネーの有効期限は次のとおりとし、有効期限を過ぎた残高は、カードの有効期限の満了前であっても消滅します。
 - 預り金: チャージした日から730日間 (チャージした日を含む)
- 前項にかかわらず、カードの有効期限はチャージした日から730日間 (チャージした日を含む) とし、有効期限を過ぎたカード並びに当該カードにかかる電子マネーは失効するものとします。
- 前各項の有効期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても、当該カードの残高の有無又は多寡にかかわらず、カード残高の換金、返金、払戻し等、又はカードの再発行、交換等は行いません。

第13条 (免責等)

当社 (システムの開発、設置、運用、保守等を行う事業者及びその代理人を含みます。) は、次の各号のいずれかに該当する場合に、お客様に生じた不利益又は損害については、一切の責任を負わないものとします。

- 本約款に基づきカードの取扱いの中断、停止、終了又は変更が行われたとき
- システムの故障、保守、更新、その他技術上の理由によりカードの取扱いの全部又は一部の中断又は停止が行われたとき
- 第三者の通信機器、回線、システム等の障害、その他当社の合理的支配が及ばない事由が生じたとき
- 災害・事変・戦争、法令による制限、政府又は裁判所等の公的機関の措置、その他やむをえない事由が生じたとき

第14条 (情報の利用)

お客様は、各カードの利用履歴その他システム内に蓄積された情報について、カードの利便性等の向上、販促活動、その他当社及び当社が業務提携する会社の取引、事業のために、個人情報保護に関する法律その他適用ある法令等に従い、利用されることがあること、並びに、当該カードが利用停止又は失効の措置を受けた場合でも、当該情報は消去されず利用されることがあることについて予め承諾します。

第15条 (カードの利用停止又は失効後の処理)

本約款に基づく有効期限の満了その他の理由により、お客様のカードが利用停止又は失効の措置を受けた場合、お客様は残高利用、残高照会その他の利用ができなくなることを予め承諾し、お客様に不利益又は損害が生じた場合においても当社は一切責任を負いません。

第16条 (通知等)

- お客様が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の項目 (以下「届出事項」) に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
- 当社からお客様への通知は、届出事項に従い発送すれば足りるものとします。前項の変更の届出がないことにより、当社からお客様への通知が到達せず、又は延着した場合であっても、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第17条 (管轄裁判所)

本約款に関するお客様と当社との間の紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 (本約款及びカードの取扱いの変更及び廃止)

当社は、当社の裁量で、お客様に事前に通知することなく、本約款を変更又は廃止し、カードの取扱いを変更又は終了することができるものとします。

第19条 (準拠法)

本約款は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

附則

本約款は、平成30年8月1日からこれを適用します。

《ロイヤルギフトカード発行元》
司観光株式会社/司ロイヤルホテル
〒865-0061 熊本県玉名市立願寺50-1
TEL 0968-73-8888 <https://www.tsukasa-royal-hotel.co.jp/>